

錦江町農業委員会10月総会議事録

○ 開催日時 平成28年10月27日(木) 午後1時00分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員(19人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	6番	欠 番
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨
〃	20番	本釜 好子

○ 欠席委員(1人)

委員	14番	貫見 和洋
----	-----	-------

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 永田宗成

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第20号 農地法第3条許可申請について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第22号 非農地証明願いについて

議案第23号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の見直しについて

議 長	<p>只今より平成28年10月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日は、貫見委員から欠席届が提出されておりますが、錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に17番 鳥越委員と20番 本釜委員を指名いたしますので、よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第20号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案第20号について説明いたします。</p> <p>先ず、受付番号5号の譲渡人は、T・Mさん、T県在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字大尾5759番5、台帳は畑、地積は3,180㎡と、神川字大尾5761番10、台帳は畑、地積は2,267㎡と、神川字大尾5783番4、地目は畑、地積は2,092㎡で、3筆の合計は7,539㎡となっております。</p> <p>一方、譲受人はF・Tさん、K市在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっております。</p> <p>F・Tさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、公簿上は自作地、小作地ともにありませんが、本申請地で甘藷を主体とした経営をされる予定です。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、耕運機、畝立機各1台となっております。</p>

	<p>この件の担当調査員は、10番 牧原委員です。</p> <p>次の受付番号6号の譲渡人は、N・Mさん、T自治会在住の方です。 申請地は、神川字外戸口1073番1、台帳は畑、地積は3,703㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はF・Tさん、K自治会在住の方です。 この申請は売買による所有権移転となっています。</p> <p>F・Tさんの経営状況は、世帯員7名、労働力4名、自作地36,808㎡、小作地9,645㎡で、肉用牛、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター3台、トラック2台、田植機、ハーベスター各1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、16番 山中委員です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号5号について、10番 牧原委員お願いいたします。</p>
10番 牧原委員	<p>はい。ご報告いたします。</p> <p>この圃地は贈与が決まるまでK・Tさんが借りて作っていたんですが、もうFさんに譲りたいということで、利用権の合意解約をいたしまして贈与という形になりました。Fさんは実家の方は佐多ですね、お父さんたちが佐多でいらっしゃるということで、TさんはK市在住なんですが、帰って合間でお手伝いをしているというような状況でございます。贈与ですので問題は無いのではなかろうかと思えます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に受付番号6号について、16番 山中委員お願いいたします。</p>
16番 山中委員	<p>譲受人のF・Tさんは、F・Yさんの息子で、牛、インゲン、その他園芸をやっております。まだ増やしたいということで、反当〇〇万円で購入されております。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありますか。</p>

8 番 寺田委員	この反当〇〇万円というのは、どのあたりになるの。安しがと思って。
事務局	鳥浜の上の方で、I 製茶さんから運動公園の方に行きまして、左手側にF・Yさんの牛舎があるんですが、そのちょっと道路を挟んで手前の所です。
10番 牧原委員	あそこは水が無いんじゃないけ。
事務局	既畑ですので、水は無いです。 既畑で何もなくて、Fさんの方は安くでも良いので買って欲しいということで、Nさんが役場にも相談にこられて、幾らぐらいで売ったら良いかということで話をした結果、相談をされてちょっと安めになったところです。 形が鍵状になっていて、1筆ですけれども3段くらいになっていて、綺麗な形の3段だったら違ったんでしょけれども、どうしても形状が悪くて。
議 長	他にありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第20号を採決します。 お諮りします。 議案第20号は、原案のとおり許可することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第20号については、原案のとおり許可することに決定しました。
議 長	次に、議案第21号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画(利用権設定)の錦江町長に対する要請についてを議題とします。 お諮りします。

	<p>会議資料のとおり、今回は98筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を3回に分けて行い、事務局説明と調査員の報告は継続の案件を省略し、新規のみの案件だけとして、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第21号のうち、受付番号83号から122号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第21号のうち、受付番号第83号から122号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号83号の貸し人はA・Fさん、A自治会在住の方です。</p> <p>申請地は神川字小屋前7770番37、地目は畑、地積は2,717㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年11月1日から平成33年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>一方、借り人は、A・Sさん、A自治会在住の方です。</p> <p>A・Sさんの新規就農予定者で、現在、経営農地、農業機械の所有はありません。</p> <p>この件の担当調査員は3番 厚ヶ瀬委員です。</p> <p>次の受付番号84号、85号の貸し人はO・Nさん、T自治会在住の方です。</p> <p>申請地は84号が田代川原字平石前164番1、地目は田、地積は377㎡、85号が田代川原字平石前164番2、地目は田、地積は1,399㎡で、2筆の合計は1,776㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年12月15日から平成33年12月14日までで、小作料金は全部で米35kgで2俵となっています。</p> <p>一方、借り人は、O・Kさん、H自治会在住の方です。</p> <p>O・Kさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者1名、小作地3,794㎡で、水稻を主体とした経営をされています。</p> <p>農業従事日数は180日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック、田植機各1台となっています。</p> <p>次の受付番号86号、87号の貸し人はT・Tさん、H自治会在住の方です。</p>

	<p>申請地は86号が田代川原字平石前111番、地目は田、地積は1,774㎡、87号が田代川原字平石前118番1、地目は田、地積は335㎡で、2筆の合計は2,109㎡となっています。</p> <p>貸付期間は、平成28年11月1日から平成31年12月14日までで、小作料金は全部で米35kgで2俵となっています。</p> <p>一方、借り人は、有限会社 Mさん、S自治会に拠点を置く法人です。</p> <p>有限会社 Mさんの経営状況は、従事者3人、雇用が13人で2,500日、小作地8,034㎡で、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター2台、軽トラック3台、トラック1台となっています。</p> <p>受付番号84号から87号までの担当調査員は、7番 毛下委員です。</p> <p>次の受付番号88号から122号までは、継続の案件ですので資料をお目通し下さい。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、各担当調査員の調査報告をお願いします。</p> <p>先ず、受付番号83号について、3番 厚ヶ瀬委員お願いいたします。</p>
3番 厚ヶ瀬委員	<p>はい。報告いたします。</p> <p>貸し人のYさんと借り人のSさんは親子関係でございます。昨年高校を卒業されまして就農している訳でございますが、ワラビという作物を畑に今2筆ほど植えています。土手払いとか除草作業とか、非常に良く管理されていまして、良い状態です。これからが楽しみな青年だと思っております。農業機械につきましても、親の機械を借りて作業しております。意欲と能力のある青年でございます。よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号84号から87号までについて、7番 毛下委員お願いいたします。</p>
7番 毛下委員	<p>はい。報告します。</p> <p>O・Nさんはもう高齢なので、今までN・Kさんが借りておられた場所なんですけれども、場所は平石前で、今回、Oさんの借り換えというか、Oさんが借りられることになりました。これは1枚です。田んぼが。</p> <p>それから86と87ですけれども、T・Tさんも高齢のために、もう出来なく</p>

	<p>なったということで、このMのIさんという社長さんなんですけれど、その方が作りますということで、約束は米2俵ということだったので、ただもう借りて頂いてだけで喜んでいらっしたんですけれども、水利費とか、そういう話をしていなかったということだったので、利用権を設定することにしました。</p> <p>美土里という法人は、すごく手広く、横別府からいろんなところを借りて、いろんな物を植えていらっしたんですけれども、ここはTさんが、こういうのが有りますよと言いましたら、私もそれを書いて貸したいということでした。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
3番 厚ヶ瀬委員	<p>一つ良いですか。このF君なんですけれども、畑に葛ですね。あれを植え付けているんですよ。その作物は全然問題は無いのかなあと、自分でかね日頃思っていたもんですから。皆さんの見解というのはどんなものでしょうか。</p>
1番 宿利原委員	<p>最初出てきた時そういう話をしたんですが、手入れをしていけば良いんじゃないでしょうか。</p>
事務局	<p>技連会でもそういう話が出まして、とにかく隣の他人の圃場に蔓がどんどん伸びて行くような栽培の仕方はして欲しくないよねということで、自分の土地内でするような形でして頂ければ良いんじゃないかという話でした。</p> <p>因みにSさんのワラビは根を取るもので、ワラビを山菜として出すんじゃなくて、澱粉として出すみたいです。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第21号のうち、受付番号83号から122号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第21号のうち、受付番号83号から122号までは、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>

委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがいまして、議案第21号のうち、受付番号83号から122号までは、 原案のとおり決定しました。
議 長	ここで、5番 平原委員の退席を求めます。 (平原委員退席)
議 長	次に、議案第21号のうち、受付番号123号を議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	それでは議案第21号のうち、議案第123号を説明いたします。 受付番号123号の貸し人はM・Y子さん、K市在住の方です。 申請地は、馬場字地荒神ノ下2, 384番、地目は田、地積は1, 438㎡と なっています。 貸付期間は、平成28年12月15日から平成31年12月14日までで、 小作料金は50, 000円となっています。 一方、借り人は、H・Sさん、Y自治会在住の方です。 H・Sさんの経営状況は、世帯員2名、農業従事者2名、雇用が3人で100 日、自作地4, 029㎡、小作地2, 304㎡で、水稻、露地野菜を主体とした 経営をされています。 農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、トラクター、軽トラック 各1台、管理機3台となっています。 この件の担当調査員は8番 寺田委員です。
議 長	ただいま、事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いし ます。 受付番号123号について、8番 寺田委員お願いいたします。
8 番 寺田委員	報告申し上げます。 H・Sさんは今、退席された方ございまして、この土地は前、Oさんという 方が作っていらっしゃるしまして、体調不良でもう止めるということで、その後を Hさんが作っていらっしゃる、少しの期間。そして今度、利用権を入れようか ということで、新規になったわけでございます。Hさんは皆さんご存知のとおり

	<p>方でございます、経営もちゃんとしていますし、錦江町が利用権を定めるにあたっての全ての条件は満たしているものと思いますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。 ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これから、議案第21号のうち、受付番号123号を採決します。 お諮りします。 議案第21号のうち、受付番号123号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがって、議案第21号のうち、受付番号123号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>ここで5番 平原委員の入室を求めます。 (平原委員入室)</p>
議 長	<p>次に、議案第21号のうち、受付番号124号から180号までを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第21号のうち、受付番号124号から180号までについて説明いたします 受付番号124号から180号までについては、中間管理事業により県地域振興公社が中間管理権を取得しようとするものです。 配分計画案も配布してありますので、そちらをお目通し下さい。 表の中ほどに、再配分条件、その右に再配分予定者が記載してあります。 一番右側に協力金の該当欄があり、経営転換、耕作者協力金に該当する物は記</p>

	<p>載があります。</p> <p>なお、配分計画案の1ページから3ページについては地域集積協力金の対象となります。</p> <p>受付番号124号から180号までについては第3期の募集となり、28年度の機構集積金の対象となるところです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第21号のうち、受付番号124号から180号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第21号のうち、受付番号124号から180号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第21号のうち、受付番号124号から180号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第22号 非農地証明願いについてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第22号 非農地証明願いについて」を説明いたします。</p> <p>受付番号1号の申請人は、A・Sさん、K市在住の方です。</p> <p>申請地は、神川字加州河5, 385番1、地籍は4, 193㎡で、地目は台帳畑、現況は雑種地となっています。</p> <p>15、16頁に位置図等を添付してありますのでお目通し下さい。</p> <p>この件の担当調査委員は、4番 水流委員です。</p> <p>以上です。</p>

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、4番 水流委員、調査報告をお願いいたします。</p>
4 番 水流委員	<p>はい。報告します。</p> <p>10月の21日、事務局2人、徳永委員と4人で現地の方を調査いたしました。申請地は16頁の地図にありますけど、神川中原集落から手前に約1km来た所の、前の秋元養豚の自宅、東側になります。現状は雑種地となっていますが、実際は庭園になっています。綺麗に庭が作られて、それも30年ぐらい前から徐々に作ってこられたみたいで、今度この申請人のA・SさんはK市内に娘夫婦と暮らして、今後、娘さんとその旦那さんが管理するというので今回申請があったものです。</p> <p>30年ぐらい前は、すぐ横が事務所で、豚や牛を放し飼いにされていたみたいで、それから徐々に木やいろんな花草を植えて綺麗には</p> <p>入口には大きい岩等も置いてありまして、中の方も綺麗には整備されておりますけれども、中には大きな木等もあり、畑に戻すのは無理ではないかと思われまので、審議の方よろしく申し上げます。終わります。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第22号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第22号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第 2 2 号 非農地証明願いについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 2 3 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しにかかる農業委員会の意見についてを、議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第 2 3 号について説明いたします。</p> <p>1 6 頁をご覧ください。</p> <p>農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更については、平成 2 6 年 8 月の総会において適当であるとして回答したところですが、その後、見直しが必要な事項が生じたので、今回、見直しをするものであります。</p> <p>お手元の新旧対照表をご覧ください。</p> <p>左側が改正後ですが、</p> <p>～以下資料に基づき説明～</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第 2 3 号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第 2 3 号は、見直しについては適当とすることにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第 2 3 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについては、適当であると回答することに決定しました。</p>

議 長

以上で、平成28年10月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

17 番

20 番

議事録調整者 窪 和人